

昭和四十七年労働省令第三十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、鉛中毒予防規則を次のように定め
る。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）	第二章 設備（第五条—第二十三条の三）	第三章 換気装置の構造、性能等（第二十四条）	第四章 管理
第一節 鉛作業主任者等（第三十三条—第三十八条）	業務の管理（第三十九条—第四十二条）	—第三十二条	
第二節 業務の管理（第三十九条—第四十二条）			
第三節 業務の管理（第三十九条—第四十二条）			

第三節	貯藏等（第四十三条・第四十四条）
第四節	清潔の保持等（第四十五条—第五十一条）

附則

(定義) 第一章 総則

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 鉛等 鉛、鉛合金及び鉛化合物並びにこれらと他との混合物（焼結鉱、煙灰、電解スラ

二 イム及び鉱さいを除く。)をいう。
焼結鉱等 鉛の製錬又は精錬を行なう工程

において生ずる焼結鉱、煙灰、電解スライム及び鉱さい並びに銅又は亜鉛の製鍊又は精鍊

を行なう工程において生ずる煙灰及び電解スライムをいう。

三 鉛合金 鉛と鉛以外の金属との合金で、鉛を当該合金の重量の十パーセント以上含有す

四 鉛化合物 労働安全衛生法施行令（以下 るものをいう。）

「令」という。(別表第四第六号の鉛化合物をいう。)

五 鉛業務 次に掲げる業務並びに令別表第四
第八号から第十一号まで及び第十七号に掲げ

る業務をいう。
イ 鉛の製鍊又は精錬を行なう工程における
焙燒、燒結、溶鉱又は鉛等若しくは燒結鉱
等の取扱いの業務

口 銅又は亜鉛の製鍊又は精鍊を行なう工程における溶鉱（鉛を三パーセント以上含有する原料を取り扱うものに限る）。当該溶鉱に連続して行なう転炉による溶融又は煙灰若しくは電解スライム（銅又は亜鉛の製鍊又は精鍊を行なう工程において生ずるものに限る）の取扱いの業務

ハ 鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、铸造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断、若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務

二 電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務

ホ 鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品（鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。）を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、铸造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の铸造の業務

ヘ 鉛化合物を製造する工程において鉛等の溶融、铸造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、「か」焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし又は粉状の鉛等をホツパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務

ト 鉛ラインニングの業務（仕上げの業務を含む。）

チ ゴム若しくは合成樹脂の製品、含鉛塗料又は鉛化合物を含有する絵具、油薬、農薬、ガラス、接着剤等を製造する工程における鉛等の溶融、铸造、粉碎、混合若しくはふるい分け又は被鉛若しくは剥鉛の業務

ヌ 鉛化合物を含有する油薬を用いて行なう施釉又は当該施釉を行なつた物の焼成の業務

リ 鉛化合物を含有する絵具を用いて行なう自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの業務

ヲ 溶融した鉛を用いて行なう金属の焼入れ若しくは焼戻し又は当該焼入れ若しくは焼戻しをした金属のサンドバスの業務

ワ 令別表第四第八号、第十号、第十一号若しくは第十七号又はイからヲまでに掲げる業務を行なう作業場所における清掃の業務
(除外業務) 業務を行なう作業場所における清掃の業務
第二条 令別表第四第四十五号の厚生労働省令で定める業務は、筆若しくはスタンプによる絵付けの業務で、当該業務に従事する労働者が鉛等によつて汚染されることにより健康障害を生ずるおそれが少ないと当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「所轄労働基準監督署長」という。)が認定したもの又は第二十四条、第二十五条、第二十八条第一項、第二十九条及び第三十条に規定する構造及び性能を有する局所排気装置若しくは排気筒が設けられるいる焼成窯による焼成の業務とする。
(適用の除外)

大臣が定めるもの（第五号において「化学物質管理専門家」という。）であつて、当該事業場に専属の者が配置され、当該者が当該事業場における次に掲げる事項を管理していること。

イ 鉛に係る労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十四条の二の七第一項に規定するリスクアセスメントの実施に関すること。

ロ イのリスクアセスメントの結果に基づく措置その他当該事業場における鉛による労働者の健康障害を予防するため必要な措置の内容及びその実施に関すること。

二 過去三年間に当該事業場において鉛等による労働者が死亡する労働災害又は休業の日数が四日以上の労働災害が発生していないこと。

三 過去三年間に当該事業場の作業場所について行われた第五十二条の二第一項の規定による評価の結果が全て第一管理区分に区分されたこと。

四 過去三年間に当該事業場の労働者について診断の結果、新たに鉛による異常所見があると認められる労働者が発見されなかつたこと。

五 過去三年間に一回以上、労働安全衛生規則第三十四条の二の八第一項第三号及び第四号に掲げる事項について、化学物質管理専門家（当該事業場に属さない者に限る。）による評価を受け、当該評価の結果、当該事業場において鉛による労働者の健康障害を予防するため必要な措置が適切に講じられていると認められること。

六 過去三年間に事業者が当該事業場について労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に違反していないこと。

前項の認定（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする事業場の事業者は、鉛中毒予防規則適用除外認定申請書（様式第一号の二）により、当該認定に係る事業場が同項第一号及び第三号から第五号までに該当することを確認できる書面を添えて、所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

所轄都道府県労働局長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、認定をし、又はしないことを決定したときは、遲滞なく、文書で、

その旨を当該申請書を提出した事業者に通知しなければならない。

4 認定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

5 第一項から第三項までの規定は、前項の認定の更新について準用する。

6 認定を受けた事業者は、当該認定に係る事業場が第一項第一号から第五号までに掲げる事項のいずれかに該当しなくなつたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。

7 所轄都道府県労働局長は、認定を受けた事業者が次のいずれかに該当するに至つたときは、その認定を取り消すことができる。

8 一 認定に係る事業場が第一項各号に掲げる事項のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき。

9 二 不正の手段により認定又はその更新を受けたとき。

10 三 鉛に係る法第二十二条及び第五十七条の三第一項の措置が適切に講じられていないと認めるとき。

11 四 前三项の場合における第一項第三号の規定の適用については、同号中「過去三年間に当該事業場の作業場所について行われた第五十二条の二第一項の規定による評価の結果が全て第一管理区分に区分された」とあるのは、「過去三年間の当該事業場の作業場所に係る作業環境が第一項の二第一項の管理区分に相当する水準にある」とする。

(認定の申請手続等)

第四条 第二条の規定による認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする事業者は、鉛業務部適用除外認定申請書(様式第一号)に申請に係る鉛業務を行なう作業場の見取図を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第三条第四号の認定をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知するものとする。

3 認定を受けた事業者は、第一項の申請書又は見取図に記載された事項に変更を生じたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

4 所轄労働基準監督署長は、認定に係る業務に従事する労働者が鉛等によつて汚染されるおそれがないと認められなくなつた場合は、遅滞なく、当該認定を取り消すものとする。

4 所轄労働基準監督署長は、認定に係る業務に従事する労働者が鉛等によつて汚染されるおそれがないと認められなくなつた場合は、遅滞なく、当該認定を取り消すものとする。

5 第二章 設備

4 (鉛製錬等に係る設備)

5 事業者は、第一条第五号イに掲げる鉛業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

6 等の溶融、鉄造若しくは焼成を行なう作業場所に、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けること。

7 一 燃焼、焼結、溶鉄又は鉛等若しくは焼結鉛等の破碎、粉碎、混合又はふるい分けを行なう屋内の作業場所に、鉛等又は焼結鉛等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けること。

8 二 湿式以外の方法によつて、鉛等又は焼結鉛等の破碎、粉碎、混合又はふるい分けを行なう屋内の作業場所に、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けること。

9 三 湿式以外の方法によつて、粉状の鉛等又は焼結鉛等、鉛さいを除く。以下この号において同じ。)をホッパー、粉碎機、容器等に入れて同じ)をホッパー、粉碎機、容器等に入れて、又はこれらから取り出す業務を行なう屋内の作業場所に、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設け、及び容器等からこぼれる粉状の鉛等又は焼結鉛等を受けるための設備を設けること。

10 四 煙灰、電解スライム又は鉛さいを一時ためておくときは、そのための場所を設け、又はこれらを入れるための容器を備えること。

11 五 鉛等又は焼結鉛等の溶融又は鉄造を行なう作業場所に、浮渣を入れるための容器を備えること。

第六条 (銅製錬等に係る設備)

1 事業者は、第一条第五号ロに掲げる鉛業務に労働者を従事させるとときは、次の措置を講じなければならない。

2 一 溶鉄、溶融(転炉又は電解スライムの溶融炉によるものに限る。)又は煙灰の焼成を行なう作業場所に、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けること。

3 二 湿式以外の方法によつて、煙灰又は電解スライムをホッパー、粉碎機、容器等に入れ、と。

4 三 湿式以外の方法によつて、煙灰又は電解スライムをホッパー、粉碎機、容器等に入れ、

5 五 溶融(電解スライムの溶融炉によるものに限り)を行なう作業場所に、浮渣を入れるための容器を備えること。

6 六 鉛等の溶融、鉄造、「か」焼又は焼成を行なう屋内の作業場所に、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けること。

7 七 人力によつて粉状の鉛等を運搬する容器に練粉を充てんした極板をつるして運搬する設備については、鉛等の練粉が床にこぼれないよう受撃、受箱等を設けること。

8 八 屋内の作業場所の床は、真空そらじ機を用いて、又は水洗によつて容易にそうじできること。

9 九 第五条第五号に定める措置

10 (電線等の製造に係る設備)

11 事業者は、第一条第五号ニに掲げる鉛業務のうち鉛の溶融の業務に労働者を従事させることは、次の措置を講じなければならない。

12 一 鉛の溶融を行なう屋内の作業場所に、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設け、及び浮渣を入れるための容器を備えること。

13 二 前条第八号に定める措置

14 (鉛合金の製造等に係る設備)

15 事業者は、第一条第五号ホに掲げる鉛業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

16 一 鉛若しくは鉛合金の溶融、鉄造、溶接若しくは溶断又は極板の切断を行なう屋内の作業場所に、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けること。

17 二 湿式以外の方法による鉛等の粉碎、混合若しくは溶断又は極板の切断を行なう屋内の作業場所に、鉛等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けること。

18 三 湿式以外の方法によつて、粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、又はこれらから取り出す業務を行なう屋内の作業場所に、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けること。

19 四 鉛又は鉛合金の切りくずを一時ためておくときは、そのための場所を設け、又はこれらを入れるための容器を備えることは、ブッシュ型換気装置を設けること。

20 五 鉛若しくは鉛合金の粉じんが発散するおそれない切断及び加工を除く。又は鉛快削鋼の鋏込を行なう屋内の作業場所に、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けること。

21 六 第五条第五号並びに第七条第五号及び第八号に定める措置

22 (鉛化合物の製造に係る設備)

23 事業者は、第一条第五号ヘに掲げる鉛業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

24 一 鉛等の溶融、鉄造、「か」焼又は焼成を行なう屋内の作業場所に、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けること。

25 二 鉛等の空冷のための攪拌を行なう屋内の作業場所に、鉛等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けること。

26 三 第五条第五号並びに第七条第一号、第三号、第七号及び第八号に定める措置

27 (鉛ライニングに係る設備)

28 事業者は、第一条第五号トに掲げる鉛業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。

29 一 鉛等の溶融、溶接、溶断、溶着、溶射若しくは蒸着又は鉛ライニングを施した物の仕上げを行なう屋内の作業場所に、局所排気装置又はブッシュ型換気装置を設けること。

できないおそれがあるときは、直ちに、次の措置を講じなければならない。

一　当該評価の結果について、文書で、所轄労働基準監督署長に報告すること。

二　当該許可に係る作業場について、当該作業場の管理区分が第一管理区分となるよう、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずること。

三　当該許可に係る作業場については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

四　当該許可に係る作業場については、作業に従事する者（労働者を除く。）に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること。

第一項の許可を受けた事業者は、前項第二号の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該許可に係る作業場について空気中における当該鉛の濃度を測定し、及びその結果の評価を行い、並びに当該評価の結果について、直ちに、文書で、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

所轄労働基準監督署署長は、第一項の許可を受けた事業者が第五項第一号及び前項の報告を行わなかつたとき、前項の評価が第一管理区分でなかつたとき並びに第一項の許可に係る作業場についての第五十二条第一項の測定の結果の評価が第五十二条の二第一項の第一管理区分を維持できないおそれがあると認めたときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

第三章 換気装置の構造、性能等

第二十四条 事業者は、局所排気装置又は排気筒（前章の規定により設ける局所排気装置又は排気筒をいう。以下この章（第三十一条を除く。）及び第三十四条において同じ。）のフードについて、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

一　鉛等又は焼結鉱等の蒸気又は粉じんの発散源ごとに設けられていること。

二　作業方法及び鉛等又は焼結鉱等の蒸気又は粉じんの発散の状況に応じ、当該蒸気又は粉じんを吸引するのに適した型式及び大きさのものであること。

三　外付け式又はレンジバー式のフードは、鉛等又は焼結鉱等の蒸気又は粉じんの発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。

鉛業務	第一条一 燃焼炉、焼結炉、溶解炉又は焼成炉に於ける鉛	第五号に直結する設備で当該炉から排氣される鉛を含有する气体を排出するもの
業務	第一条一 溶鉱炉、転炉、溶解炉又は焼成炉に於ける鉛	第五号直結する設備で当該炉から排氣される鉛を含有する气体を排出するもの
業務	第一条一 第六条第一号から第三号までの局所に掲載する鉛	第五号に直結する設備で当該炉から排氣される鉛を含有する气体を排出するもの
業務	第一条一 第七条第一号の局所排氣装置又はブッシュユブル型換気装置による鉛	第五号に直結する設備で当該炉から排氣される鉛を含有する气体を排出するもの
装置	第一条一 第九条第一号の局所排氣装置又はブッシュユブル型換気装置による鉛	第五号に直結する設備で当該炉から排氣される鉛を含有する气体を排出するもの
装置	第一条一 第五号ユーブル型換気装置(製造する工程における鉛業場所に設けるものに限る)による鉛	第五号に直結する設備で当該炉から排氣される鉛を含有する气体を排出するもの
装置	第一条一 第七条第二号及び第三号の局所排氣装置又はブッシュユブル型換気装置による鉛	第五号に直結する設備で当該炉から排氣される鉛を含有する气体を排出するもの
装置	第一条一 第五号ユーブル型換気装置(製造する工程における鉛業場所に設けるものに限る)による鉛	第五号に直結する設備で当該炉から排氣される鉛を含有する气体を排出するもの

(ファン)
（前条第一項の表下欄に掲げる設備の内部において排気される鉛の濃度が、一立方メートルあたり〇・一五ミリグラムをこえないといき。）

第二十八条 事業者は、除じん装置が設けられたる局所排気装置のファンについては、除じんした後の空気が通る位置に設けなければならぬ。

（排気口）

第二十九条 事業者は、局所排気装置、ブツシユブル型換気装置（前章の規定により設けるブツシユブル型換気装置をいう。以下この章及び第三十四条において同じ。）、全体換気装置又は排気筒の排気口については、屋外に設けなければならぬ。

（局所排気装置等の性能）

第三十条 事業者は、局所排気装置又は排気筒について、そのフードの外側における鉛の濃度を、空気一立方メートル当たり〇・〇五ミリグラムを超えないものとする能力を有するものを使用しなければならない。

（ブツシユブル型換気装置の性能等）

第三十一条 事業者は、全体換気装置については、当該全体換気装置が設けられている屋内作業場において第一条第五号りに掲げる鉛業務に従事する労働者一人について百立方メートル毎時以上の換気能力を有するものを使用しなければならない。

（換気装置の稼動）

第三十二条 事業者は、局所排気装置（第二条に規定する局所排気装置及び前章の規定により設ける局所排気装置をいう。以下この章において同じ。）、ブツシユブル型換気装置、全体換気装置又は排気筒（第二条に規定する排気筒及び前章の規定により設ける排気筒をいう。以下この章において同じ。）を設けたときは、労働者が

七 測定結果に基づいて鉛中毒の予防措置を講じたときは、当該措置の概要

(測定結果の評価)

第五十二条の二 事業者は、前条第一項の屋内作業場について、同項又は第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の状態に応じ、第一管り区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

事業者は、前項の規定による評価を行つたときは、その都度次の事項を記録して、これを三年間保存しなければならない。

一 評価日時
二 評価箇所
三 評価結果
四 評価を実施した者の氏名
(評価の結果に基づく措置)

第五十二条の三 事業者は、前条第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようになればならない。

3 事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該鉛の濃度を測定し、及びその結果の評価を行わなければならぬ。

3 事業者は、第一項の場所について、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいづれかの方法によつて労働者に周知させなければならぬ。

1 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

2 書面を労働者に交付すること。

3 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作

れる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製する

が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

事業者は、第一項の場所において作業に従事する者(労働者を除く。)に対し、当該場所に

ついては、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

第五十二条の三の二 事業者は、前条第二項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所(同条第一項に規定する措置を講じてい

ないこと又は当該措置を講じた後同条第二項の評価を行つていないことにより、第一管理区分又は第二管理区分となつていらないものを含み、第五項各号の措置を講じているものを除く。)について、遅滞なく、次に掲げる事項について必

要な能力を有すると認められる者(当該事業場に属さない者に限る。以下この条において「作業環境管理専門家」という。)の意見を聽かなければならぬ。

一 当該場所について、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他

必要な措置を講ずるために必要な措置を講ずることにより第一管理区分又は第二管理区分とすることの可否

二 当該場所について、前号において第一管理区分又は第二管理区分とすることが可能な場合における作業環境を改善するために必要な措置を講ずることにより第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。)は、前条第二項の規定による測定(当該測定を実施してい

ない場合(第一項第一号の規定により作業環境専門家が当該場所を第一管理区分又は第二管理区分とすることが困難と判断した場合に限る。)を個人サンプリング測定等により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等とすること

ができる。

二 前号の呼吸用保護具(面体を有するものに限る。)について、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。

三 保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから保護具着用管理責任者を選任し、次の事項を行わせること。

イ 前二号及び次項第一号から第三号までに掲げる措置に関する事項(呼吸用保護具に関する事項に限る。)を管理すること。

ロ 鉛作業主任者の職務(呼吸用保護具に関する事項に限る。)について必要な指導を行うこと。

ハ 第一号及び次項第二号の呼吸用保護具を常に有効かつ清潔に保持すること。

常時有効かつ清潔に保持すること。

第一項の規定による作業環境管理専門家の意見の概要、第二項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を

に必要な措置を講じなければならぬ。

3 事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該鉛の濃度を測定し、及びその結果を評価しなければならない。

4 事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項

第一号の規定により作業環境管理専門家が当該

場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とす

ることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該場所について、厚生労働大臣の定める測定(以下この条及び第五十二条の三の四において「個人サンプリング測定等」とい

う。)により、鉛の濃度を測定し、前項が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

事業者は、第一項の場所において作業に従事する者(労働者を除く。)に対し、当該場所に

ついては、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

第五十二条の三の三 事業者は、前条第四項各号に掲げる措置を講じたときは、遅滞なく、第三管理区分措置状況届(様式第一号の四)を所轄

労働基準監督署長に提出しなければならない。

事業者は、第五十二条の三の四第四項第一号及び第五項第一号に規定する個人サンプリング測定等については、次に掲げ

るまでの間、次に掲げる措置を講じなければならない。この場合においては、第五十二条第一項の規定による測定を行うことを要しない。

一 六月以内ごとに一回、定期に、個人サンプリング測定等により鉛の濃度を測定し、前項第一号に定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。

二 前号の呼吸用保護具(面体を有するものに限る。)を使用させるときは、一年以内ごとに一回、定期に、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを前項第二号に定める方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。

三 当該場所において作業の一部を請負人に請負わせる場合には、当該場所に定める方

法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。

四 事業者は、第四項第一号の規定による測定(同号ただし書の測定を含む。)又は前項第一号の規定による測定を行つたときは、その都度、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 測定日時
二 測定方法
三 測定箇所
四 測定条件
五 測定結果

六 測定を実施した者の氏名

七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

前条第二項の規定による評価及び第三項の規定による評価を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

一 評価日時
二 評価箇所
三 評価結果
四 評価を実施した者の氏名

八 第一号及び次項第二号の呼吸用保護具を常時有効かつ清潔に保持すること。

常時有効かつ清潔に保持すること。

第一項の規定による作業環境管理専門家の意見の概要、第二項の規定に基づき講ずる措

置及び前項の規定に基づく評価の結果を、前

条第三項各号に掲げるいづれかの方法によつて労働者に周知させること。

事業者は、前項の規定による作業環境管理専門家の意見の概要、第二項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を、前

条第三項各号に掲げるいづれかの方法によつて労働者に周知させること。

事業者は、前項の規定による作業環境管理専門家の意見の概要、第二項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を、前

条第三項各号に掲げるいづれかの方法によつて労働者に周知させること。

事業者は、第五十二条の三の三の四第四項第一号及び第五項第一号に規定する個人サンプリング測定等については、次に掲げ

る区分に応じ、それぞれ次に定める者に行わせなければならない。

一 デザイン及びサンプリング 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十九号。以下この項において「作環法」という。）第二条第四号に規定する作業環境測定士であつて、都道府県労働局長の登録を受けた者が行うデザイン及びサンプリングに関する講習を修了したものの又はこれと同等以上の能力を有する者

二 サンプリング（前号のサンプリングのうち、前号の者がサンプリングごとに指定する方法により行うものに限る。）前号の者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行うサンプリングに関する講習を修了した者

三 分析 個人サンプリング測定等により測定しようとする鉛の試料採取及び分析に必要な機器及び設備を保有する者であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 作環法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士（ロにおいて「第一種作業環境測定士」という。）

ロ 作環法第二条第七号に規定する作業環境測定機関（当該機関に所属する第一種作業環境測定士が分析を行う場合に限る。）

ハ 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定に合格した者（当該者が所属する事業場で採取された試料の分析を行う場合に限る。）

前項第一号及び第二号の講習の実施について第五十二条の四 事業者は、第五十二条の二第一項の規定による評価の結果、第二管理区分に区分された場所については、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

二 前項に定めるもののほか、事業者は、同項の場所については、第五十二条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいすれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

二 書面を労働者に交付すること。

三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第六章 健康管理

（健康診断）

第五十三条 事業者は、令第二十二条第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後六月（令別表第四第十七号及び第一条第五号りからままでに掲げる鉛業務又はこれらの業務を行う作業場所における清掃の業務に従事する労働者に対しては一年）以内ごとに一回、定期に、次の項目について、医師による健康診断を行わなければならない。

一 業務の経歴の調査

二 作業条件の簡易な調査

三 鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の有無の検査並びに第五号及び第六号に掲げる項目についての既往の検査結果の調査

四 鉛による自覚症状又は他覚症状と通常認められる症状の有無の検査

五 血液中の鉛の量の検査

六 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査

2 前項の健康診断（定期のものに限る。）は、前回の健康診断において同項第五号及び第六号に掲げる項目について健康診断を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該項目を省略することができる。

3 事業者は、令第二十二条第一項第四号に掲げる業務に常時従事する労働者で医師が必要と認めるものについては、第一項の規定により健康診断を行わなければならぬ項目のほか、次の項目の全部又は一部について医師による健康診断を行わなければならない。

一 作業条件の調査

二 貧血検査

三 赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査

四 神経学的検査

2 前項第一号及び第二号の講習の実施について第五十二条の四 事業者は、第五十二条の二第一項の規定による評価の結果、第二管理区分に区分された場所については、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、同項の場所については、第五十二条の二第二項の規定による評価の記録及び前項の規定に基づき講ずる措置を次に掲げるいすれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

二 記載すること。

三 事業者は、医師から、前項の意見聴取を行う上で必要となる労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかにこれを提供しなければならない。

（健康診断の結果の通知）

第五十四条の三 事業者は、第五十三条第一項又は第三項の健康診断を受けた労働者に対し、遅く

二 書面を労働者に交付すること。

三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

（鉛健康診断結果報告）

第五十五条 事業者は、第五十三条第一項又は第三項の健康診断（定期のものに限る。）を行つたときは、遅滞なく、鉛健康診断結果報告書（様式第三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（診断）

第五十六条 事業者は、労働者を鉛業務に従事する期間又は鉛業務に従事させなくなつてから四週間以内に、腹部の疝痛、四肢の伸筋麻痺若しくは知覚異常、蒼白、関節痛若しくは筋肉痛が認められ、又はこれらの病状を訴える労働者に、速やかに、医師による診断を受けさせねばならない。

2 事業者は、鉛業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に對し、鉛業務に従事する期間又は鉛業務に従事しない労働者に、速やかに、医師による診断を受けさせねばならない。

（鉛中毒にかかる者等の就業禁止）

第五十七条 事業者は、鉛中毒にかかる労働者及び第五十三条第一項又は第三項の健康診断又は前項第一項の診断の結果、鉛業務に従事してから四週間以内に、前項の病状があるときは、速やかに医師による診断を受ける必要がある旨を周知させなければならない。

（鉛中毒にかかる労働者を、医師が必要と認める期間、鉛業務に従事させてはならない。）

2 事業者は、鉛業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に對し、鉛業務に従事する労働者を、医師が必要と認める期間、鉛業務に従事してはならない旨を周知させなければならない。

第七章 保護具

（呼吸用保護具等）

第五十八条 事業者は、令別表第四第九号に掲げる鉛業務に労働者を従事させるときは、当該労働者に有効な呼吸用保護具及び労働衛生保護衣類を使用させなければならない。

2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に對し、有効な呼吸用保護具及び労働衛生保護衣類を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

3 事業者は、第一項の業務以外の業務で、次の各号のいずれかに該当するものに労働者を従事

旧特化則第五十二条第三項、旧電離則第六十二条第三項、旧事務所則第二十五条又は旧粉じん則第二十八条第三項の規定に基づく届出であつて、施行日後に開始される工事に係るものは、この省令の施行後もなお法第八十八条第二項において準用する同条第一項の届出としての効力を有するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この省令の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとする。この省令におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年九月一三日労働省令第

三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一年一月一日労働省令

第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

1 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成一二年三月二十四日労働省令

第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月三一日労働省

令第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(様式に関する経過措置)

第六条 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。

第七条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則（平成一五年一二月一〇日厚生労働省令第一号）抄
　　この省令は、公布の日から施行する。
　　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年一二月一九日厚生労働省令第一七五号）抄
（施行期日）
　　（施行期日）
　　第一条 この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。
　　（罰則の適用に関する経過措置）
　　第二条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
　　第三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年一月五日厚生労働省令第一号）抄
（施行期日）
　　（施行期日）
　　第一条 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。
　　（この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。）
　　（省令第五号）抄
（施行期日）
　　（省令第六九号）
　　第一条 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。
　　（様式に関する経過措置）
　　第三条 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定める相当様式による申請書等とみなす。
　　第四条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前のそれぞれの省令に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

附 則（平成一四年四月一日厚生労働省令第七一号）
　　（この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。）
　　附 則（平成一九年三月二九日厚生労働省令第二九号）
　　（この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。）

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令による改正前のそれぞれの省令によって定める様式（次項において「旧様式」といいう。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。

2 旧様式による用紙については、合理的に必要なと認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和二年三月三日厚生労働省令第一〇号）
(施行期日)
第一条 この省令は、令和二年七月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧省令」という。）の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧省令に定められた様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年八月二十八日厚生労働省令第一五四号）
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令（次項において「旧省令」という。）の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令に定められた様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

3 この省令の施行の際現にある旧省令に定められた様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和二年一月二十五日厚生労働省令第一〇八号）抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

式様(1)(第6各項)	
郵便番号 一括連絡用宛定読書	
事 業 の 種 別	
事 業 場 の 名 称	
事 業 地 の 所 在 地	電話 ()
方 便 者 登 録	
申込に記入する郵便番号	郵便番号
申込に記入する郵便局名	郵便局名
申込に記入する郵便局の地図	地図

事業者様氏名
事業の種類
申請する業務の概要
記載すべき事項

- 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 「申請による業務の概要」の欄は、具体的に記入すること。
- この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

株式会社の名前	
申請者(業者)の名前	
申請場所の所在地	
申請に係る取扱業者の内容	
申請に係る取扱業者に専門的実績がある労働者的人数	

年月日事業者従業名
令和元年四月一日 佐藤 勝吾 長

様式1号4(第32条の3の2)用紙(表裏)	
第三管区分賃貸状況	
事業の種類	
事業場の所在地	
事業場の所在地番地 郵便番号()	
電話()	
空き家登録人	
東京都管区内に区分された易居性に付ける 知事登録の内情	
東京都管内登録者名 氏名	
作業実績管理部門の の監査、監督	
年 月 日	
第一回定期点検又は二種類目付監査を実施した日	
監査概要 内規の遵守、必要改修等の観察	
沖突危険度評定の結果 有効空間と周囲環境との関連 既存具備条件の改善の必要性	

年 月 日
事務老齋凡名

様式第1号の4（第52条の3の3関係）（裏面）

解説

- 1 「書類の種類」、の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 衣に付ける着用を付けること。

 - (1)意見見出しと作成理由欄を併記するが、意見のうち現用法(2)のうちの(2)項に規定する審査結果による各審査課題のうち「必ず必要なものとするべきであることを認定する」事項。
 - (2)外資系企業部門内から、監視し意見の提出が明確に付けること。
 - (3)この項目は、外公会員の意見の反映及び外公会員の意見に対する承認の御参考に付し、
中字で記載する。あるいは(2)の(2)項(2)号に規定する定期ランクアップ等の結果

- 3 中字で記載する。あるいは(2)の(2)項(2)号に規定する定期ランクアップ等の結果
- 4 お問い合わせ用紙におけるお問い合わせ欄に記入すること。
- 5 お問い合わせ用紙におけるお問い合わせ欄に記入すること。

問題番号	問題文	選択肢
41	「おはようございます」と言いつぶやくと、お隣の部屋から「おはよう」と返事があった。この状況では、お隣の部屋の住人は誰か。 （A）お隣の部屋の住人（B）お隣の部屋の隣の部屋の住人（C）お隣の部屋の隣の隣の部屋の住人	（A）お隣の部屋の住人
42	「おはようございます」と言いつぶやくと、お隣の部屋から「おはよう」と返事があった。この状況では、お隣の部屋の住人は誰か。 （A）お隣の部屋の住人（B）お隣の部屋の隣の部屋の住人（C）お隣の部屋の隣の隣の部屋の住人	（A）お隣の部屋の住人
43	「おはようございます」と言いつぶやくと、お隣の部屋から「おはよう」と返事があった。この状況では、お隣の部屋の住人は誰か。 （A）お隣の部屋の住人（B）お隣の部屋の隣の部屋の住人（C）お隣の部屋の隣の隣の部屋の住人	（A）お隣の部屋の住人
44	「おはようございます」と言いつぶやくと、お隣の部屋から「おはよう」と返事があった。この状況では、お隣の部屋の住人は誰か。 （A）お隣の部屋の住人（B）お隣の部屋の隣の部屋の住人（C）お隣の部屋の隣の隣の部屋の住人	（A）お隣の部屋の住人
45	「おはようございます」と言いつぶやくと、お隣の部屋から「おはよう」と返事があった。この状況では、お隣の部屋の住人は誰か。 （A）お隣の部屋の住人（B）お隣の部屋の隣の部屋の住人（C）お隣の部屋の隣の隣の部屋の住人	（A）お隣の部屋の住人
46	「おはようございます」と言いつぶやくと、お隣の部屋から「おはよう」と返事があった。この状況では、お隣の部屋の住人は誰か。 （A）お隣の部屋の住人（B）お隣の部屋の隣の部屋の住人（C）お隣の部屋の隣の隣の部屋の住人	（A）お隣の部屋の住人
47	「おはようございます」と言いつぶやくと、お隣の部屋から「おはよう」と返事があった。この状況では、お隣の部屋の住人は誰か。 （A）お隣の部屋の住人（B）お隣の部屋の隣の部屋の住人（C）お隣の部屋の隣の隣の部屋の住人	（A）お隣の部屋の住人

検査内容	単位	1	2	3
尿細胞学的検査	× g / 100ml	2600±7	2600±7	2600±7
尿細胞学的検査 - リンパ球	× %	51±7	51±7	51±7
尿細胞学的プロトコル検査の結果	× g / 100ml (± S.E.)	1960±7	1960±7	1960±7